（仮称）日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答（第2回）

令和8年11月26日

No.	資料名	頁	章項目					質　問	回　答
			項目	項目	項目	項目	項目		
1	工事請負仮契約書	鑑	4					内訳に沿ってそれぞれ各社へ請負代金の支払いがなされるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	工事請負契約約款	2	第3条	第2項				工事請負契約締結時は概算での契約となるため、記載されている材料費、労務費、法定福利費、安全衛生費に分けることが出来ません。実施設計完了後に積算を実施した後の対応という認識で宜しいでしょうか。	請負代金内訳書は本請負契約締結後14日以内に提出してください。 内訳書の提出は、契約金額に材料費、労務費等の必要な費用が適切に見込まれているかを確認するためのものです。同条第3項に定めるとおり、内訳書は発注者及び受注者を拘束するものではなく、提出によって各費目の金額が確定するものではありません。
3	工事請負契約約款	5	第4条					履行保証については、1期工事・2期工事（設計・工事・監理）各々が締結するという認識で宜しいでしょうか。	履行保証保険契約については、1期工事・2期工事という区分はなく、各業務に応じた契約を締結してください。
4	工事請負契約約款	21	第41条					部分払は何回までを予定しているかご指示いただければと思います。	部分払いの回数については、優先交渉権者と協議のうえ設定します。
5	工事請負契約約款	22	第43条					各年度の支払限度額をご教授いただければと思います。	令和9年度の支払上限額は募集要項4頁9のとおりですが、令和10年度以降の支払上限額については、ご提示いただいた金額に基づき設定します。
6	工事請負契約約款	22	第43条	第2項				各年度の出来高予定額を1期工事・2期工事（設計・工事・監理）各々ご教授いただければと思います。	各年度の出来高予定額については、様式8－2に記載された金額とします。